

第2次

浜松市環境基本計画

－概要版－

豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市
～住み心地よさ日本一、はままつの環境ブランド力の確立～



平成27年3月

第2次浜松市環境基本計画の概要

◆ 第2次浜松市環境基本計画とは

浜松市環境基本条例に基づき、「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めるものです。30年後(2045年)における環境の将来像を達成するため、健全な生活環境を前提として、家庭・事業所から排出されるごみの減量と資源化、地球温暖化対策、豊かな自然環境や生物多様性の保全、環境教育の推進を目指し、「5つの基本方針」(健全な生活環境、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会、環境教育)を示しています。

その上で、人口減少・超高齢社会や経済状況など環境施策を取り巻く新たな課題を踏まえ、5つの基本方針を基に「市民協働」、「都市機能の充実」、「地域経済の振興」という3つの視点で整理し「総合的・横断的に推進する環境行政の方針」を示しています。

◆ 計画の位置づけ

「第2次環境基本計画」は、本市における行政の基本指針である「浜松市総合計画」などの上位計画をはじめ、環境の保全及び創造などに関連する各分野の基本的な計画などと連携を図り、本市における環境行政を、総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。

◆ 計画の期間

計画の目標年次は、平成36年度とします。



基本方針

【基本方針1】健全な生活環境が保全される都市

【基本方針2】資源を有効に活用する循環型都市

【基本方針3】エネルギーを無駄なく賢く利用する都市

【基本方針4】多様な自然と人々の暮らしが共生する都市

【基本方針5】環境活動を実践する人を育てる都市



総合的・横断的に推進する環境行政の方針

市民協働で実践する持続可能な環境活動

安全で快適な暮らしをスマートに実現する都市機能の充実^{※1}

環境イノベーション^{※2}と地域経済の振興

5つの基本方針を推進するとともに、総合的・横断的な施策の方針を示したことがポイントじゃ！

環境の将来像

豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市

～住み心地よさ日本一、はままつ環境ブランド力の確立～

本市において大気・水質などの生活の安全の確保、人や都市機能などの集約化、子供から高齢者まで利用しやすい公共交通機関の整備、緑豊かな自然の保全・再生、エネルギーの地産地消による自給率の向上により、「誰もが安心してらせる住み心地よさ」を高めることで、多くの人々が住んでみたい、多くの企業が進出したい都市としての、「はままつの環境ブランド力」を確立し、豊かな自然・人々の暮らし・都市の成長が調和した、未来へ「ツナグ」環境共生都市を目指します。

「はままつの環境ブランド力」とは

本市が、多くの人や企業に選ばれる都市となるためには、「安心してらせる住み心地よさ」が重要となります。

豊かな環境資源と環境に対する取り組みにより、住み心地よさによる「住民幸福度」を高め、行ってみたい、住んでみたいと感じる良質な都市のイメージを、「はままつの環境ブランド力」とします。

※1 「スマートに実現する都市機能の充実」とは、居住誘導や都市機能誘導エリアを設定し、交通ネットワーク・エネルギー需給を効率的に実施すること。

※2 「環境イノベーション」とは、これまでのモノ、仕組みなどに対して、まったく新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、環境と経済の持続的な好循環を生み出していくこと。

施策の方向性

1. 健全な生活環境が保全される都市

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、悪臭、振動などの公害の防止と、生活に潤いや安らぎを与えてくれる浜松市音・かおり・光資源などの保全を通して、健全で快適な生活環境の創造に取り組みます。

- (1) 大気汚染対策 (2) 水質保全対策 (3) 音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造
- (4) 騒音・振動・悪臭対策 (5) 土壌・地下水汚染の防止 (6) 有害化学物質などの対策の推進

2. 資源を有効に活用する循環型都市

分別の徹底による、ごみの減量と資源化やエネルギーとしての有効活用に向けて、市民・事業者・行政が協働して取り組むことで、環境への負荷をできる限り低減します。

- (1) 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進 (2) 産業廃棄物対策の推進 (3) バイオマスの活用

3. エネルギーを無駄なく賢く利用する都市

省エネルギーに配慮したライフスタイル、ビジネススタイルの定着と、再生可能エネルギーの活用を図るとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入を進めることで、エネルギーを無駄なく賢く利用する低炭素都市を目指します。

- (1) 地球温暖化対策の計画的な推進 (2) 再生可能エネルギーなどの導入
- (3) 省エネルギーの推進 (4) CO₂ 吸収源の確保

4. 多様な自然と人々の暮らしが共生する都市

豊かな自然環境やそこに生息・生育する多様な動植物と、農林水産業、製造業といった人々の様々な営みや日々の生活が調和し、共生する都市を目指します。

- (1) 生物多様性の保全 (2) 森林・農地・緑地の保全 (3) 河川・湖沼・海岸の保全
- (4) 水やみどりに親しむ空間の創出 (5) 自然景観の保全と創造

5. 環境活動を実践する人を育てる都市

環境資源を活用した実体験の活動を充実させ、すべての年代の人が日常生活の中で自らの問題として環境の保全に取り組むきっかけをつくるとともに、防災や健康福祉、国際協力、まちづくりなどの分野と幅広く連携を図り、総合的に推進することで、生涯にわたる環境教育を目指します。

- (1) 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育 (2) 「体験の機会」の整備と情報提供
- (3) 職場における環境活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組み
- (4) 環境教育の場の整備や充実 (5) 環境情報の積極的な発信 (6) 国際的な視点での取り組み

「市民協働」「都市機能の充実」「地域経済の振興」という3つの視点による総合的・横断的な施策の方向性

市民協働で実践する持続可能な環境活動

市民の日常生活では、環境に配慮したライフスタイルが定着し、地域においては、市民・NPO・事業者など多様な主体やあらゆる世代の行動・参画・協働により、ごみの減量や資源化、省エネルギー、自然環境の保全などの環境活動が活発に行われ、都市の発展と環境の保全及び創造が両立する持続可能な都市を目指します。

1. 市民や事業者の行動変革の促進

- 多様な分野における持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
- 地域の人づくり拠点の構築
- 事業者による環境経営の推進

2. 多様な主体の行動・参画・協働による環境活動の推進

- 市民協働による3Rや省エネ行動の実践
- 多様な主体による森林整備の促進
- 市民、団体との協働による緑地の保全
- 市民・NPO・事業者との連携・協働による水辺の環境保全活動の推進
- 浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつEスイッチ）を活用した多様な主体の交流・連携促進

3. 高齢世代が参画・活躍する場づくり

- 環境活動の担い手としての高齢世代の活用



安全で快適な暮らしをスマートに実現する都市機能の充実

市域全体で環境負荷を低減するために、居住・都市機能を集約し、徒歩・自転車・公共交通を中心に考えた交通ネットワークの形成、地域特性に応じてエネルギー需給を総合的にマネジメントするスマートシティ化を推進するとともに、子供から高齢者まで誰もが安全で快適な暮らしをスマートに実現する都市を目指します。

1 環境負荷の低減に配慮した居住・都市機能の集約

- 拠点ネットワーク型都市構造の実現に向けて、居住誘導や都市機能誘導エリアの設定、公共・公益施設の再配置、公共交通機関のネットワークの再検討

2 徒歩・自転車・公共交通を中心に考えた交通ネットワークの形成

- 自転車利活用と公共交通への転換による自家用車への依存からの脱却
- 交通結節点の機能を強化
- 交通基盤施設のユニバーサルデザイン化の推進

3 エネルギーを最適利用する建物の普及やコミュニティ化

- 建物のスマート化・ゼロエネルギー化の推進
- スマートコミュニティの構築

環境イノベーションと地域経済の振興

ものづくりのまちとしての本市の特性を活かしながら、広大な森林や浜名湖などの本市の環境資産に、産業を結びつけることで付加価値を生み出し、環境と地域経済の好循環へとつなげていきます。

また、地産地消を促進することにより物流方法の見直しをすることで、輸送時にかかるCO₂の削減を図るとともに、地場産の林産物、農畜産物、水産物の消費を促進し地域経済の振興を目指します。

1 本市の特性を活かした環境・エネルギー産業の成長促進

- 木質燃料の普及啓発
- バイオマスエネルギーの利活用の推進
- 金・銀・白金など有用な金属の資源物回収の推進
- 新たな事業の創出や販路開拓への支援

2 環境資産の持続可能な活用による産業の振興

- 地域材の積極的な活用・普及啓発によるブランド化
- 環境資産を活用した新たな観光産業の創出

3 環境・エネルギー産業の創造

- 再生可能エネルギーや省エネルギーに関する新技術開発や新事業展開の推進

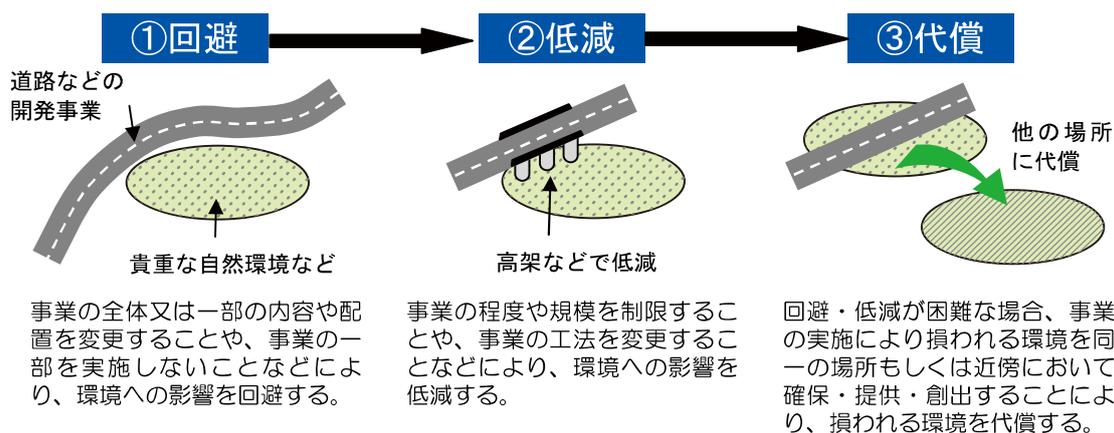


環境配慮指針

環境と調和のとれた開発を目指して、環境の保全及び創造を行うため、本市において環境に影響を与えるおそれのある各種開発事業を実施する際に、行政や事業者が取り組むべき環境配慮の指針を示します。

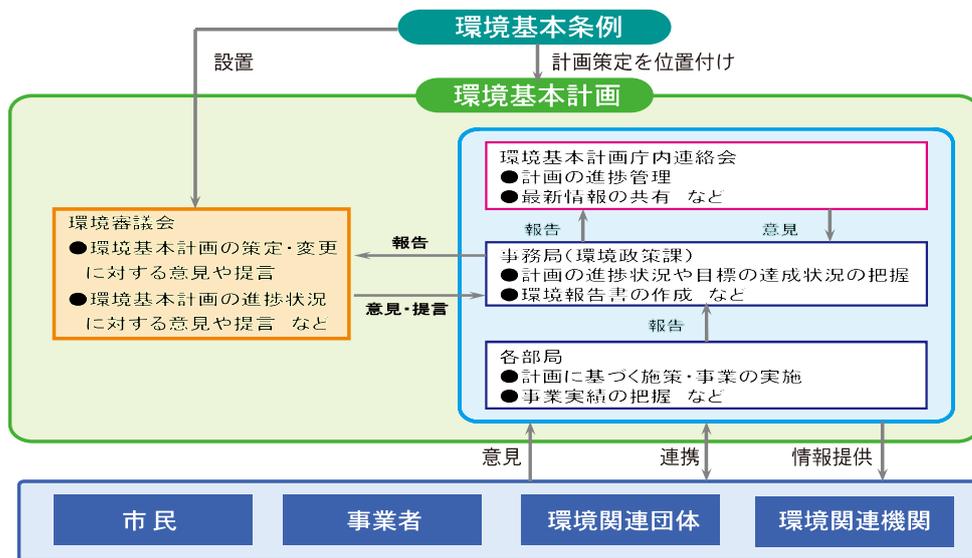
環境配慮の基本的な考え方

- 開発事業を実施する際に生活環境、生物多様性、快適環境、地球環境に対する適切な環境配慮を行うためには、行政区別の環境配慮の方向を踏まえ、開発事業の段階（構想・計画・工事・供用）や開発事業地の特性に応じた環境配慮を行うことが重要です。
- 環境保全措置の考え方



計画の推進及び進捗管理

計画の進捗については、環境政策課が進捗管理を行い、浜松市環境審議会に報告し、意見や提言をいただき、計画の見直しに反映させることで、PDCAサイクルによる継続的な改善と推進を図ります。



第2次浜松市環境基本計画 ー概要版ー

発行 浜松市環境部環境政策課 平成27年3月
 〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号
 電話: 053-453-6146 FAX: 053-450-7013
 E-mail: kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

リサイクル適正[®]

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

